

## 第6回「第6次出入国管理政策懇談会」 議事録

開催日時：平成25年12月12日（木）

午後3時00分から午後5時00分まで

於：法曹会館 高砂の間

### [出席委員]

木村座長，青山委員，勝野委員，川口委員，ロバーツ委員，新谷委員，鈴木委員，ノレーン委員，安富委員，吉川委員

### [入国管理局側出席者]

榊原入国管理局長，杵淵官房審議官，佐々木総務課長，丸山審判課長，山田警備課長，石黒出入国管理情報官

## 1 開 会

○木村座長 時間になりましたので，第6次出入国管理政策懇談会第6回会合を開催させていただきます。

本日は，欠席が大変多くなっておりますが，青山委員が16時ぐらいにはお着きになる予定です。逆に，安富委員が16時めどで御退席と伺っております。よろしくお願いたします。

本日は，事務局から最初に1点報告をいただきまして，その後，2つの議題について説明を受けました後，御議論を賜りたいと存じます。

1点目の報告であります，日本再興戦略等への対応についてであります。本年6月に閣議決定されました日本再興戦略，並びに観光立国推進閣僚会議にて策定されました観光立国実現に向けたアクション・プログラムに盛り込まれた施策の実現に向けた入国管理局における検討状況について，事務局からまず報告をいただきます。

議題の1点目は，不法滞在外国人縮減のための取組についてであります。被退去強制者の現状及び速やかな送還のための取組及び在留特別許可制度の運用状況について説明を受けた後，御議論をいただきたいと存じます。

2つ目の議題は，観光立国実現に向けた取組についてであります。最近の観光立国をめぐる出入国管理の現状や，観光立国実現に向けたアクション・プログラムへの対応状況について入国管理局から説明をいただき，その後に御議論をお願いします。

## 2 日本再興戦略等への対応について

○木村座長 それでは，最初の件，日本再興戦略等への対応について，事務局の福原企画室長から御説明をお願いいたします。

○事務局 すみません，その前に，まず皆様のお手元に資料一式を配付してございますので，御確認をお願いいたします。

1つ目が議事次第でございます。2つ目が配席図，3つ目が「日本再興戦略等への対応について」，4つ目が「不法滞在外国人縮減のための取組について」，5つ目が「在留特別許可に係るガイドライン」，6つ目が「在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例について」，

7つ目が「観光立国実現に向けた取組について」でございます。

また、机上配付の1枚紙でございますが、右上に「差し替え版」というポンチ絵の資料がございます。こちらは、4つ目として御紹介しました「不法滞在外国人縮減のための取組について」の資料の一部の差し替えということでございます。

資料に落丁・乱丁等ございませんでしょうか。

○木村座長 進行が後先になってしまいました。資料を御確認いただきたいと存じます。もし、途中で足りないことにお気づきになりましたら、お手をお挙げ下さい。

それでは、福原企画室長、よろしく申し上げます。

○福原企画室長 それでは、事務局から御報告申し上げます。

お手元でございます「日本再興戦略等への対応について」という資料の「概要」のところを御覧いただきたいと思っております。

本年6月14日に、政府の新しい成長戦略である日本再興戦略が閣議決定をされました。また、同じ月の11日には、全閣僚で構成される観光立国推進閣僚会議において、観光立国実現に向けたアクション・プログラムが作成されております。これらの政府決定には、出入国管理行政における対応を求める事項が盛り込まれており、入国管理局におきましては、各施策を実行していくための方策を検討しているところでございますが、これらの政府決定から約半年が経過した現時点での検討状況等について御報告を申し上げます。

各施策に関する検討状況の概要を説明いたします。

まず、①の高度外国人材の受入れの促進についてでございますが、日本再興戦略に盛り込まれた高度人材ポイント制の見直しに関しましては、今年5月に本政策懇談会から法務大臣に対し御報告いただいた内容を踏まえまして検討を行い、関係省庁との調整を進めてまいりました。その結果、今月17日には、認定基準及び優遇措置の一部を改正するための法務省告示が交付され、24日から新しい制度の施行が予定されております。

他方、日本再興戦略に盛り込まれました永住が許可されるための在留歴の5年から3年への短縮につきましては、資料にございますとおり、今年10月1日に策定されました「成長戦略の当面の実行方針」におきまして、「次期通常国会に出入国管理及び難民認定法の改正法案を提出する」とされていることをも踏まえ、高度人材として一定期間活躍した外国人について、活動の制限を大幅に緩和し、かつ在留期間を無期限とすることなどを内容とする入管法の改正を行うことを検討中でございます。

次に、観光関係の②、③につきましては、後ほど議題2で詳細な説明がございますので、手短に概要を説明させていただきます。

まず、②のクルーズ船乗客に係る入国審査の迅速化・円滑化に関しましては、現在、クルーズ船乗客に対し、寄港地上陸許可という特例上陸許可を利用して、一般の審査よりも簡易な手続での入国審査を実施しておりますが、この許可自体には航路の制約や72時間という上陸期間の制約がございますので、さらに柔軟な対応を行うための方策を検討しております。

次に、③の「信頼できる渡航者」に係る出入国手続の円滑化につきましては、当局が運用しております自動化ゲートの一層の利用拡大を図る観点から、現行制度上、日本人と在留外国人に限定されている自動化ゲートの対象者の範囲を、出入国管理上のリスクが低く、また、頻繁に我が国に入国する外国人で「信頼できる渡航者」と認められた新規上陸外国人にも拡大することを検討してお

ります。

その他、当局といたしましては、専門的・技術的分野での外国人の受入れを促進するための環境整備や、今後大幅な増加が見込まれる外国人入国者に対する入国審査を一層効果的に行うことなどを目的とする施策についても検討しております。

資料の「その他の施策に関する検討」を御覧ください。

まず、在留資格「投資・経営」に係る見直しといたしましては、現行制度上、外資系企業の経営・管理活動に従事する場合に付与しております「投資・経営」の在留資格につきまして、日系企業の経営者等として入国・在留する場合にも付与できるようにするという点を検討しております。

次の在留資格「技術」・「人文知識・国際業務」に係る見直しにつきましては、現行制度では、業務に要する知識等を自然科学と人文科学という学術分野で区別し、これに即して在留資格の区分を設けているところがございますが、企業などにおける人材活用のあり方が多様化していることに対応するため、業務に要する知識などの区分に基づく在留資格の設定について見直すことを検討しております。

次の在留資格「留学」に係る見直しといたしましては、学校教育の場における国際交流促進のニーズを踏まえ、中学校や小学校において教育を受ける活動の場合であっても「留学」の在留資格で入国・在留できるようにすることを検討しております。

次に、一層効果的な入国審査を行うための施策といたしまして、PNR (Passenger Name Record) の取得を可能とすることを検討しております。PNRとは、航空会社が保有する航空券の予約に係る記録、乗客予約記録のことでございます。当局では、現在、航空機が到着する前に、機長から乗客の身分事項や旅券に関する情報を事前旅客情報として報告を受けておりますが、これに加えて、乗客予約記録に含まれる、乗客に関するより多くの情報を早い段階で取得し分析することによりまして、一層効果的な入国審査を実施することが可能となるわけでございます。

最後に、入管職員による必要な調査のための方策として、再入国許可の取消し等に係る調査や退去強制令書が発付された者に関し、公務所や公私の団体に対する照会を的確に行うことができるようにするための方策を検討しております。

入国管理局におきましては、日本再興戦略等への対応に加え、外国人が我が国で活躍するための環境整備や的確な業務の遂行の観点から必要な情報収集ができるようにするための方策について、法改正の必要性も含めて検討していくこととしております。

以上でございます。

○木村座長 ありがとうございます。

以上お聞きいただきましたように、さまざまな前向きの施策が検討されているようでありますが、何かただいまの説明に対しまして御質問、御意見ございますか。

どうぞ、ノレーン委員。

○ノレーン委員 木村座長、ありがとうございます。福原室長、御説明ありがとうございます。

私のほうから1つコメントがございます。クルーズ船乗客に対する入国審査の迅速化というところですけれども、私の理解ですけれども、日本にクルーズ船乗客として入ってくる方々の数というのは毎年およそ34万人から35万人というふうに理解しております。また、日本に来日される旅行者の方々の合計数に関しましても、年々急激に増え続けているということで、これは非常に喜ばしいことだと思っております。また、2013年中には、その数が1,000万人に達するかと思っております。

ということを考えますと、つまりはクルーズ船乗客として日本に入ってくる方々の数というのが、その比率、割合がまだ非常に少ないということを示しているのではないのでしょうか。来日される方の合計数の約3%しかまだクルーズ船では入ってきていないということを示しています。

つまりですけれども、このクルーズ船に関する対策を今後講じていくということになりますと、やはりそれにかかるコストがどのくらいかかるのかということも把握しておく必要があります。これからクルーズ船乗客が日本に来やすいような、そういった対策を打っていく、もしくはその方針を変えていくということをご提案するのであれば、それに伴うコスト、つまり費用対効果のことも念頭に置いて考慮する必要があります。といいますのも、現在はやはりクルーズ船で日本にやってくる方々の数が非常に少ないということがございます。手続きを迅速化するためには人手が必要であり、したがってコストが高くなると思います。

○木村座長 ありがとうございます。

ほかによろしゅうございますか。今の御指摘はわかるのですが、この方たちはお金をたくさん使ってくれますので大事にしないといけないという点はあると思います。よろしゅうございましょうか。

### 3 不法滞在外国人縮減のための取組について

○木村座長 それでは、次へ進ませていただきます。

最初は、先ほど御紹介いたしましたように、不法滞在外国人縮減のための取組についてでございます。

これについては、入国管理局のお二人の方からまず御説明いただくことにしております。説明は山田警備課長と丸山審判課長から御願ひしますが、それぞれ15分ぐらいと伺っています。ある程度詳しく説明していただいたほうが後の議論がしやすいということもありますのでよろしく御願ひします。

それでは、山田課長から始めていただけますか。よろしく御願ひします。

○山田警備課長 私からは、お手元の「被退去強制者の現状及び速やかな送還のための取組」という資料に基づいて説明したいと思います。

まず、その前に一言申し上げますと、今も発表にありましたように、我が国は今、観光立国ということで、どんどん外国人の方々に日本に来てもらうという政策をとっているわけですが、ただ、その裏で違法な状態で日本にいる、不法滞在者と呼ばれる人たちの存在を忘れてはいけないと思っております。

この不法滞在者の方々というのはどういう人たちかといいますと、大まかに分けますと、不法入国、これは偽造のパスポートを使って身分を偽って入ってくるような人たちが典型例、それから不法残留、これは最初に短期滞在（観光）というような在留資格で入ってくるんですが、15日間なり30日間が過ぎても日本にそのままいて不法就労等をやっていると、こういうような人たち。そのほかにも、日本でいろいろな犯罪を犯して、例えば刑務所から出てきたり、あるいはそこまではいかないけど執行猶予判決を受けたりと、こういった人たちが含まれるということでもあります。

現在どのぐらいの不法滞在者が日本にいるのかということをお申し上げますと、全部を言うのはなかなか難しいんですが、圧倒的に多いと思われるのが、その中で不法残留者ですので、その数を申し上げます。

今年1月の段階で約6万2,000人の人たちが不法残留をしております。これは入管のシステムで明らかになっているわけです。ただ、この不法残留者、今6万2,000人いるわけですが、平成5年ころには30万人くらいいたわけです。今から10年前の平成15年ぐらいでも20万人ぐらいいた。それを、全国に1,500人ぐらい入国警備官という公務員がいますが、彼らが一生懸命例えば摘発をして送還していった。あるいは自主的に出頭してもらうようないろいろな工夫をして、人によっては在留特別許可を与えていった、こういうようなことをしながら現在は6万2,000人まで急激に減っております。ただ、逆に言えば、まだ6万2,000人も不法残留者の人たちがいるということでもあります。

今回は、我々のこの警備業務の中で特に最近問題になっている点、これは不法滞在者の摘発の部分ではなくて、最終的に送還する部分についての問題をお話いたします。

もとより不法滞在者の人たちがというのが、全員送還されるというわけではなくて、後で詳しく説明しますが、退去強制手続という手続の中で、事情がある場合には、在留特別許可というのを受けて、日本にいられることになるわけですが、そういう手続を経て、これはやはり日本にはいてはいけないというのが決まった人たちの中の一部に、絶対に日本から帰らないと言ってかたくなに帰国することを拒んでいる人たちというのが最近増えてきておりまして、それが問題になっている。このあたりについて今回、資料に基づいて説明したいと思います。

それでは、資料をめくっていただきたいと思います。

まず最初に、簡単に退去強制手続の流れについて説明したいと思います。

これは、左から右側に時系列になっているわけですが、簡単に申し上げますと、まず一番左、退去強制事由に該当すると思われる外国人の存在が明らかになったときに、入国警備官がさまざまな調査をするわけです。その上で、容疑があるということになりますと、収容しまして、次に、入国審査官の違反調査、ここで本当に退去強制事由があるのかということについてさまざまな証拠に基づいて判断するということになります。ただ、この被対象者の人においては3回チャンスがありまして、入国審査官の違反審査で仮に退去強制対象者に該当と認定されても、その後に特別審理官の口頭審理、さらには、法務大臣の裁決と3回の審査を受けることができます。これは、あたかも刑事裁判でいえば地裁、高裁、最高裁と三審制度をとっているのに似たようなものです。特に大切なのは、この法務大臣の裁決というところで、退去強制事由には当たると判断されたとしても、いろいろな事情を考えて特別に在留を許可する事情があるんだという判断がされた場合には、送還されずに在留資格を与えられまして、正規の在留者として日本に在ることができるということになります。私が今これからお話しするのは、そのような在留特別許可を得ることができずに、最終的に送還が決まった人たちということになります。

次のページを御覧ください。3ページになります。

では、その在留特別許可というのは、そんなに行われてはいないんじゃないかというような疑問があるかもしれませんので説明いたしますと、「在留特別許可等件数の推移等」という表であります。

平成20年から平成24年までの在留特別許可となった件数が一番上の段に書いてありますが、毎年数千人の人たちが在留特別許可になっております。平成24年ですと5,336人の人が在留特別許可になっている。その一方で、その1段下の青い欄ですが、これは先ほどのチャートで一番最後まで、法務大臣のところまで争った人たちの中で最終的に退去強制令書が出て送還が決まった

人たちということになります。これは平成24年でいいますと、1,551人、つまり最後まで争った人たちの中で非常に多くの人たちが在留特別許可を得ているということになります。

そういうことを前提にしまして、これから私がお話しするのは、最終的に退去強制令書が出まして、送還が決定した人たちがその後どうしているか、どうなっているかということになります。

1枚まためくっていただきたいと思います。4ページであります。

上段に「送還者数の推移」という表が平成20年から平成24年まで載っております。

この表には載っていないのですが、例えば、平成24年でいいますと、退去強制令書が発付された人、送還が決定した人というのは約7,300人います。その中で自費出国、つまり退去強制令書が出たから諦めて自分で帰りますと言って自分でお金を出して帰る人というのが6,000人以上いる。つまりほとんどの人たちというのは、このように自分で帰っているということになります。ただ、これは平成20年、平成21年と比べると、自費出国で帰る人の割合というのが減ってきていて、結局、退去強制令書が出たけれども帰りたくないと言って送還を忌避している人たちがふえてきているということです。

では、実際にそういう送還忌避者の人たちというのはどの程度いるのかというのを次に見てみたいと思います。1ページめくっていただきまして、5ページを御覧ください。

これは、入管には大きな収容センターが3つあるわけですが、この3つのセンターにおきまして、退去強制令書が発付されてから継続して6カ月以上収容されている人の推移を見たものです。なぜこれを挙げているかといいますと、通常、自費出国で帰る人たちというのは、当然すぐ帰るわけですから、退去強制令書が発付された後、航空券を予約したり、その若干の期間はありますが、おおむね数日から数週間で帰っていく。そういう中で、6カ月以上収容されているという人は送還されるのを拒んでいる人たちということになるかと思えます。この人たちというのが、平成25年10月末で260人います。平成20年末を見ますと169人でしたが、平成24年末には一時期353人になり、現在260人ということになっております。

もう一つは、もう1ページめくっていただきまして、6ページを御覧いただきたいと思います。

これは、やはり収容というのはそんなに長くしているわけにはいきませんので、ある程度長くなると、入管当局としては、仮放免というのをしております。これは、身元保証人をつけまして、そこで入管の施設の外で暮らしてもらうというものであります。ただ、この人たちにももちろん退去強制は既に決定している人たちでありますから、送還までの間に外にいるという位置づけになります。この退令仮放免者数というのが非常に最近ふえておりまして、平成25年10月末には3,212人もいるということになります。つまり、退去強制令書が出て、本来は帰らなくちゃいけないという人たちの中で、実際に外で暮らしている人たちというのが3,200人もいると、こういう状況であります。

こういう状況がどういう問題を入管行政に対して起こすかといいますと、もちろん本来速やかに帰るべき人が日本にいつまでもいるという、それ自体が問題だということもありますが、例えば、長期収容の問題でいきますと、また5ページに戻っていただきたいのですが、もちろんまず予算面でもお金がかかります。これはここに書いてありませんけれども、大体1人、食費だけでも1日1,000円はかかりますので、そうしますと、260人いるということになると、1日で26万と、こういうお金がかかっていくということになります。

そのほか、処遇の現場という意味で申し上げますと、業務が非常に困難になっている。つまり、なぜ困難になっているかといいますと、これだけ送還忌避者が多いということになりますと、いろいろな処遇業務に対する抵抗が生まれていくわけです。

例えば、右下の欄を見ていただきますと、3センターにおける被收容者の集団示威行動というのがあります。平成25年1月から9月の間に10件のこういった行動が起きております。例えば、このセンターというのは刑務所なんかとは全然違いまして、いわゆる開放処遇というのをやっております。朝から夕方までは基本的に自分の部屋に閉じ込められているのではなくて、入管の開放部分のところで運動したり、あるいは談笑したり、電話もかけ放題といった開放的なところにいるわけですが、これらの人たちが、時間が来ても帰るのは嫌だと言って帰室を拒否するであるとか、あるいは、彼らには官給食といって栄養のバランス等を考えた食事が与えられているわけですが、これを拒否するというような示威行動をやったりということが起きております。これは全官署、3センター以外も合わせますと47件起きております。そのほか、最近では職員への暴行事案等も発生しております。

もう一つの大きな問題は、左の下の欄のところなのですが、医療問題であります。入管のセンターにお医者さんが来ておまして、そこで診療するわけですが、なかなか数も多くて間に合わなかったり、あるいは外部の病院で診てもらいたいということをする人たちもいるなどして、外部病院連行件数というのがどんどんと増えております。平成25年1月から10月まででは935件もの外部病院連行というのが起こっております。このようなことで医療費としても年間1億ぐらいの予算がかかっているという問題もあります。

さて、このような送還忌避者の人たちに対して、それでは入管当局としてどのように対処していくのかということについて説明いたします。

まず、従来どのようなことをやっていたかという点について説明いたしますと、4ページを御覧いただきたいと思えます。

先ほど上段の「送還者数の推移」というのを見ていただきましたが、今度見ていただきたいのは、「国費送還者数の推移」というところにあります。

この中の一番上の段に「護送官付き個別送還」という欄があります。これはどういったことをあらわしているかといいますと、送還を拒否している人たちに対しては、職員が長い時間をかけて説得をするのですが、どうしても帰らないと言っている人には、最終的に、1人につき護送官が3人ないしは4人ついて飛行機に乗せて、それで連れていく。最終的には、向こうの本国の職員に引き渡すと、こういうことを従来からやっていたわけです。こういうことをやりますと、これは最終的な手段なんですけど、送還忌避者の中でも、やはり最終的には幾ら頑張ってもこうやって帰されちゃうんだということが広まりますので、なかなか送還忌避者というのはそんなにふえなかったということがありました。ところが、この表を見ていただくとわかるんですけども、平成20年に個別送還、送還忌避者41人やっております。平成21年には64人やっています。ところが、平成22年に18人と激減して、平成23年と平成24年はゼロということになっています。平成25年10月末でまた27と復活しているのですが、この間の事情について簡単に説明します。

これは、平成22年3月に成田空港で起きましたある事故が原因であります。どんな事故かといいますと、このような護送官付きの個別送還を実施していたところ、その対象の人というのが抵抗して暴れた。それでみんなで抱え上げて飛行機の中に連れて行って座らせた。ところが、この人が

突然死んでしまったという事故が起きたわけです。実は、この人というのは心臓にもともと腫瘍がありまして、病死というのが現在では明らかになっておりますが、当初、その腫瘍が見落とされたというようなこともありまして、原因が不明のまま推移したということがありました。それによって、これは入管の職員による暴行じゃないのかというようなことがいろいろなところで言われまして、原因が解明されるまでは事実上この個別の送還が行われなかったということが実際あったわけです。実際にこの送還がストップしていたというのは2年10カ月にも及びます。

そうなる、さてどうなるかということですが、これはやはり収容場、収容センターの中に入管の広がりがあります。もう入管はどうやら帰さないらしいぞと、これは頑張っていれば絶対に仮放免されるし、帰されることはない、こういう話になっていくわけですね。そういう中で、送還忌避者がふえていったということでもあります。ただ、この点につきましては、平成24年7月の段階で、これは告訴されていたんですが、検察が不起訴処分しております。原因は、今言ったような病死であるからということでもありますけれども、起訴猶予でも嫌疑不十分でもなく、嫌疑なしという処分が出ております。現在も国賠は継続中ではありますが、これを受けまして、原因解明のために入管の内部でも調査をし、さらには、送還のためにどうしたら一番安全に送還ができるかというさまざまな工夫についての対策も考えた上で、平成25年1月からまたこの個別の護送官付き送還を実施しております。

この点について7ページを御覧いただきたいと思っております。

長らく送還が事実上行われなかったのですが、平成25年1月29日から今年11月15日までの統計となっておりますけれども、下に書いてあるような各国に対しまして実施件数27件、対象人数29人の人を送還しています。ただ、実際に話を聞いてみますと、これらの人たちというのは大暴れしたりだとかしておらず、送還するということを告げたところ、みんな「わかりました」ということで、素直に帰っていると聞いております。

このように個別送還をまたやり始めたのですが、もう一つ我々としましては、今年度からチャーター機送還というのをやっております。これは、通常の個別送還と違いまして、1つの国に民間の航空機を借り切りまして集団で一斉に送還するというものであります。なぜこのようなことをやるのかといいますと、先ほども申し上げましたが、数としてはそれほど多くないんですけれども、中には被送還者が大暴れするというケースがあります。こういう人たちが大暴れをするとうなるかといいますと、民間の航空機で普通のお客さんと一緒に帰すということになりますと、それは非常に迷惑になるということから、航空会社から搭乗を拒否されてしまうということになります。現に、この亡くなった外国人の人というのも、前に一度送還をする途中で暴れて、搭乗を拒否され、今回もまた暴れたと、こういう人です。そこで、今回、チャーター機を借り切って送還するというのをやりました。これをやりますと、例えば大声を出してもほかのお客さんがいるわけではないので、迷惑にはならないということがあります。もう一つは、チャーター機では、医師や看護師や通訳を同行させるなどして健康面等には万全の体制を組めるということがあります。こういった事情から、実は平成25年7月6日にフィリピン人の送還忌避者の人たち75人を一斉に送還しております。それから、ここには書いておりませんが、つい先日、12月8日日曜日にも、タイの送還忌避者46人をやはり集団で送還しております。

なお、これらのチャーター機送還におきましては、ただこれらの送還対象者を向こうに連れて行ってそれで終わりというのではなくて、入念にフィリピンあるいはタイの政府と協議をしまして、

例えば、向こうに着いてからそれぞれの家に帰るまでの旅費を提供してもらうとか、あるいはすぐ帰れない人には宿泊場所を提供してもらうとか、あるいは仕事がない人等については、相談を受け付けるといったような係の人をつけてもらいまして、そういう帰国後の支援を本国においてしてもらっております。

このように、最近ではまた個別送還、チャーター機送還というのをやっております。

1枚めくっていただきたいと思います。8ページを御覧ください。

現在、我々が送還のための取組として行っているものとしては、今言いましたような個別的な送還、それからチャーター機による送還です。それから、もしこの送還忌避者が暴れたようなときに、安全に護送する必要がありますので、職員には常に訓練をしてもらっております。これは外部の講師等にも見てもらって、このようにやれば安全に護送できるというような評価を受けております。

もう一つは、下から2番目なんですけれども、IOMによる帰還支援プログラムの実施というものも行っております。これはまた別の取組でありまして、今年からこれも始めたのですが、送還忌避をしている人の中では、余りにも日本に長くいるために、帰ってからやることがないということをする人がいます。そういう人たちにつきまして、このIOM（国際移住機関）に支援をもらって、実際に帰国した後にどういうことをしたらいいかという職業支援あるいは医療費の提供等の支援をもらう。その上で、実際にその人たちが本国できちんと暮らしているかというのを報告してもらう、こういうプログラムも最近始めたわけでありまして。

こういういろいろなことをやっているわけですが、最後に残された課題というのを申し上げたいと思います。

9ページであります。実は、この退去強制令書が発付された人たちの中には、難民認定申請をしたり、あるいは訴訟を起こしたりという人がいます。これは、その左下の表を見ていただければわかりますけれども、非常に多くの人たちが手続中である。難民認定申請または、いわゆる退去強制令書の発付の取消訴訟というのをやっている人たちが多いということになります。

このうちの退去強制令書の取消訴訟というのは、いずれ最高裁まで行って終わりますから、それが終わって入管当局が勝訴すれば、その後帰せばいいということになりますけれども、難民認定申請については大きな問題があります。といいますのは、もちろん難民認定申請というのは、本当に難民である人たちがするということであれば、これは非常に大切なことでありまして、日本としても受け入れていかなくちやいけないということになりますけれども、現在は、本当は難民でも何でもないということを自分でわかっていながら、難民認定申請をすれば送還されないぞといううわさが広まっていることによってこれをやるという例が多発しているということでありまして。すなわち入管法の61条の2の6の第3項というのを見ますと、難民申請をすれば、その結果が出るまでは送還を停止するという規定があります。その上で、難民申請というのは条件があるわけではありませんから、誰でもできるということがあります。そのために、今言ったようなことが起こるわけです。それを端的にあらわす数字として、右下の欄を見ていただければと思います。

これは、全官署、平成25年9月末時点で919人の人が収容されているわけですが、このうちの254人が難民申請中であるというものですが、これを詳しく見ていきますと、いつ難民申請をしたのかといいますと、収容される前なのか、最初に収容されたときなのか、それとも、先ほどから申し上げていますように、いろいろなことがあって、在留特別許可の前提のところでのいろいろな主張の機会があったにもかかわらず、そういうときには何も言わないで、退令発付が起きた後に言

っているのかということでもあります。実に7割弱の人たちが退令発付後に難民申請をしています。さらに言えば、興味深い例として、フィリピンの人たち、送還忌避者が多いのですが、172人中25人が難民申請中であります。この人たちは全員が退令発付後に申請しているという問題であります。

このように、難民制度というのが濫用されているという実態もあることをぜひ認識していただければと思います。

ちなみに、先ほど申し上げましたフィリピンの人たちの中には、難民認定申請を出すときに、私は本当は難民じゃありませんけれどもと正直にも言いながら、ただ送還を免れたいから出しますよと言っている人もいるという実情であります。

若干時間をオーバーしてしまいましたが、現在の入管の警備部門の大きな問題ですので、ぜひこういうことも念頭に置いた上で、さまざまな政策の議論をしていただければ幸いです。

ありがとうございました。

○木村座長 ありがとうございました。

丸山課長、どのくらい時間かかりますか。安富委員が退出されますので、その前に、御意見を伺っておいたほうがよろしいでしょうか。どうなさいますか、丸山課長。

○丸山審判課長 やはり10分ぐらいはかかると思いますが。

○木村座長 では、10分ほどお願いします。

○丸山審判課長 審判課長の丸山です。

それでは、お時間の関係がございますので、概略を御説明させていただきます。

資料の11ページになります。先ほど警備課長から退去強制手続の流れの全体を御説明いたしましたが、私のほうから、この図でいきますと赤い文字で書いているところを御説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、在留特別許可というのは入管法の50条に規定がございます。これは、最後まで退去手続にのった方が日本に残りたいということで、法務大臣に異議を申し出ることが出来ます。その場合の最後の裁決というときに考慮する事項でございます。

異議の申出をする理由としては、そもそも退去強制事由に当たっていないと主張する方もいらっしゃいますが、退去強制事由には当たるけれども、これこれしかじかという事情があるので日本に残りたいんですという形で異議申出をされる方が圧倒的に多いところがございます。

入管法50条で考慮する事項は資料の12ページに書いてございますけれども、ここで特に問題になりますのが、4号の「その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき。」これをどの程度見ていくかということになります。

1枚めくっていただきまして、13ページでございます。

制度の概要といたしましては、「法務大臣は、異議の申出に理由がないと認める場合でも容疑者に特別の事情があると認めたときは、その者の在留を特別に許可することができる」ということでございます。要は、オーバーステイをしたりして入管法には違反しているけれども、もろもろの事情を考慮して特別に在留を許可できますよということでございます。

さて、その許否の判断でございますけれども、入管法は在留関係の処分でも幅広の裁量がございますけれども、やはり違反している方を特別に在留を認めるということで、広範な自由裁量が認められているということでございます。個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、素行、

あるいはさらには内外の諸情勢等も考慮しながら決めるということになっております。

それで、1枚おめくりいただきまして14ページでございますが、これがどの程度在留特別許可をしているのか、あるいは異議申出がどの程度あるかという数字でございますが、昨年の場合ですと、異議の申出がございまして裁決をした数というのは6,887件でございます。このうち在留特別許可したのは5,336件ということで、率にしますと77.5%が在留特別許可になっております。ただ、この許可をせずに退去強制令書を発付している中には、例えば、日本に家族も親族もいっしょにいないとか、あるいは単に日本に残って働きたいというようなことで、とにかく日本に残りたいという、我々から見ると全く事情がないよねというのも相当数含まれているということでございます。

1枚おめくりいただきますと、先ほど広範な自由裁量とは申しましたが、他方、透明性・公平性を高めていかなければならないということは、従前の出入国管理基本計画でございますとか、規制改革の決定の中でもございましたので、平成18年に在留特別許可に係るガイドラインというものを策定しております。それは別の資料でお配りしておりますが、判断するに当たっての積極要素と消極要素、あるいは具体的事例を御紹介して、違反状態にある方、あるいはその関係者の方に、法務省がこういう考え方でやっていますよということをお示しして、ひいては、出頭申告につながればというようなことも考えております。

このガイドラインについては、今、6カ国語でホームページのほうにも掲載しているところでございます。

これでいきますと、やはり日本人の子どもがいるとか、日本人あるいは特別永住者の方と婚姻しているとか、そういったことを積極要素とみる一方で、やはり他の法令違反、重大な犯罪により刑に処せられているとか、不法就労助長など入管法の根幹にかかわるような違反がある場合は消極事情として見ますということを示しております。

また、お配りしている資料の中に、同じくホームページで公表しておりますが、在留特別許可された事例、及び在留特別許可されなかった事例というものもあります。これは、例えば、皆さんから思われますと、例えば、日本人と結婚すれば全て許可になるのではないかというふうな方もいらっしゃると思いますので、もちろん許可になっている方も大勢いらっしゃると思いますが、いろいろな事情を見る中で、やはり消極要素がある場合には許可にならない場合があるということも承知していただきたいということで、こういった事例を16年以降公表しているところでございます。

続きまして16ページでございますが、こういった行政判断に対して不服がある方は訴訟を起すことができます。

それで、訴訟の件数、入管関係は非常に多いほうでございますが、昨年新規に受理しております本案訴訟数は337件で、そのうち264件が退去強制令書の発付の取消し等を求めるものでございます。本年10月末の状況を前年同期と比較しましても、またさらに若干ふえる勢いでございます。

その判決の状況については資料に載せておりますが、本年1月から10月までに判決をいただいているものは474件で、うち国が敗訴したものが4件という状況になっております。

具体的な事例を幾つか御紹介させていただきますと、資料の17ページでございますが、判決2というものが今年敗訴したものの一つでございます。これは、外国人と結婚された方との間に実子もいましたし、さらに外国人妻に日本人の連れ子もいっしょだったようなケースだったんですが、

これについては実子もいるし、さらに連れ子の件を考慮して在留を特別に許可すべきというようなことで、退去強制令書発付の取消しが認められた事例でございます。これについては国が控訴しておりませんので、この判決が確定しております。

それで、本日の議論の参考になればということでおつけしてありますが、資料の18ページと19ページの判決でございます。これは、一審では国が敗訴して、二審では国が勝訴しているものでございます。

これも、先ほどの判例と似てはいるんですけれども、やはり外国人永住者の方と結婚している方の在留を特別に認めるかどうかという事例でございます。さらに、その間には永住者の資格を有する実子もいらっしゃるし、プラス配偶者のほうに日本籍の連れ子がいらっしゃるということでございます。これについて、一審では、その連れ子がいらっしゃるということを中心に積極的な要素と見ておまして、やはり日本国籍の連れ子がいるんだから、やはり日本に残してあげるべきではないかというようなことを言っているものですが、他方、高裁判決、19ページのほうへ行きますと、そこは確かに連れ子はいるけれども、みんなと一緒に容疑者の本国に行かなければならないというわけではなくて、当面日本と、例えば容疑者の本国のペルーで別々に暮らしながら、また将来一緒になるということも可能ではないかということも含めて国を勝訴させているものでございます。

最後の判決4の20ページでございますが、これも本年、国が敗訴しているものでございまして、これはどういうものかといいますと、入管側の判断が裁量権を逸脱しているということで退去強制令書の発付処分を取り消すべきとして国が敗訴している例はこれまでもあったのですが、この事例は、退去強制令書を発付したということについては適法と判断した上で、さらにその後の事情変更を踏まえて、その処分を撤回することを義務付けされた初めての判決でございます。

詳細は時間の関係で省略いたしますが、これは、お母さんと子どもさん2人が同時に訴訟されていて、お母さんのほうは国側の処分が正当ということで、地裁では国が勝訴しておりますが、子どもについては在留を特別に許可すべきだということで、国が敗訴しております。ポイントとしましては、この訴訟を起こされた子どもさんは、9歳のときにお母さんが一緒に連れてこられた。かつ不法残留に至ったとか、その後、長期間日本で滞在してきたことというのは、お母さんについてやってきた話であって、この子どもさん自体には全く責任がないのだからということで、その後、日本人の方と結婚されているし、高等学校にも行きながら勉強されているということの評価して在留を特別に許可すべきというような判断が出ております。

訴訟でもおおむね国側の運用を是認していただいているわけですが、ただ、他方、現在の運用を踏まえてどのような御要望があるかというところでございます。

21ページと22ページは、在留外国人に対する支援を行っている団体の方が法務省に出されている要望を、我々なりに理解して書き下させていただいております。

簡単に申しますと、先ほど説明したガイドラインで積極要素と消極要素をそれぞれ見比べて判断しているわけですが、例えば、日本人と結婚しているとか子どもさんがいらっしゃるような場合は、消極要素にこだわらなくて、もっと幅広く在留を認めるべきではないかということが御要望の主たるものかと認識しております。

最後のページ23ページは、日本弁護士連合会のほうで3年ほど前に提言を出されているものを御紹介しております。

やはり人権B規約の規定であるとか、児童の権利条約の規定であるとか、そういったところをも

っと重視してやっていくべきではないかということが御提言の中心かと思えます。

すみません、時間の関係で駆け足になりましたが、以上で終わらせていただきます。

○木村座長 ありがとうございます。

以上お二人から御説明をいただきましたが、御意見を賜りたいと思えます。安富委員、お願いできますか。

○安富委員 恐れ入ります。いろいろ我が国に多くの有為な外国人が来られていますし、また観光にということでは前向きな議論がいろいろされているわけですけれども、他方で、我が国の治安の維持ということも重要な視点だと思えます。

今日の御説明にございましたが、長期の収容者が増加しているということは大きな問題だと思えます。5ページにもございましたし、先ほども御説明いただきましたけれども、限られた入国警備官の人的資源の中で、収容施設での処遇をいかに適切に行うかということについてかなり難しい問題が生じているということをお指摘いただいたように思えます。何より収容が長期化することによって被収容者の健康状態ですとか、あるいは精神状態について、開放処遇といっても、施設内にいるわけですので、長くなれば長くなるほど精神的なストレス等を感じ、あるいはときには健康状態にも影響してくるということが言えようかと思えます。先ほど聞いて驚いたのですが、医療費が1年で約1億円かかっているということは、大変な費用負担だと思えます。

そういう意味で、収容が長期化することに伴う処遇の困難さ、さらに費用負担ということを考えますと、やはり早期に送還するべく努力をしていただくのが適当ということになろうかと思えます。

もう一つ申し上げておきたいと思っているのは、6ページのところで、退去強制令書が出て、その後の仮放免者の数が増加しているということです。平成24年では2,600人、それが今年10月現在で3,200人を超えるという数になっています。このままいきますと今年は3,500人ぐらいになるのではとも推察されるのですが、そこには被収容者が何とかして帰りたくないという気持ちがあらわれているのではないかと思うのです。しかし、やはり本来帰国すべきであって、我が国にいたることが法的に認められているわけではありませんから、何らかの方法で適切に速やかに送還していただきたいと思えます。

なお、先ほど不法滞在者ということで御説明がありましたけれども、不法入国者の問題もやはり大きな問題があろうかと思えます。新しく在留管理制度が施行されて、かなり情報は共有されつつあるということはいえるのかもしれませんが、我が国にいる不法に入国した外国人の情報について入管、警察、そして自治体などさまざまな機関で情報共有をしていただいて、適切な在留管理に向けての情報共有ということをぜひしていただきたいなと思っているところでございます。

○木村座長 どうもありがとうございました。

さて、ほかの委員の方々、いかがでございましょうか。何か御意見ございますか。どうぞ、吉川委員。

○吉川委員 1点伺いたいんですけれども、この特別在留許可の関係なんですけど、これを認めるか認めないかというのは、最終的には法務大臣の自由裁量であるというところはわかるんですけれども、やはり特にこれを認めないという決定をする場合には、その理由が外国人のほうによくわかって、できればその理由が納得されるという点が大事だろうと思うんですね。そういう意味で、この令状に、この裁決を出すときに、どの程度の理由が書かれているのかを教えてくださいたいんですが、どの程度具体的な理由が書かれているのかですね。

○木村座長 いかがでしょうか。

どうぞ、丸山課長。

○丸山審判課長 現在の運用は、異議の申し出については理由がないという文言が裁決通知書の中に書かれているだけでございます。これは在留関係とは異なって、在留特別許可はあくまで異議を申し出たことに対する恩恵的措置ということで、現在の運用はそうっております。ただ、他方、平成18年に在留特別許可に係るガイドラインというものを公表して、こういうところを重視して見ているよということはおわかりいただけるようになってきているところでございます。

○吉川委員 いわば、不動文字のような形で「申請には理由がない」というようなことを、ただ一言書いて終わり、というような状況なわけですか。具体的な事実関係等について言及して、これこれこういうことだから、あなたの場合はだめなんだよというような説得をするような格好での理由は付記されていないということですか。

○丸山審判課長 現状ではそうです。

○木村座長 よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。どうぞ、ノレーン委員。

○ノレーン委員 ありがとうございます。今回はこの問題に関しましては、いろいろな側面から捉えることができるかと思えます。

まず1点目ですけれども、日本に関しましては、不法滞在者の数を20年前の30万人から、今年2013年には6万2,000人までに下げることができたといった、こういった面では非常にうまくやってきたかと思えます。

また、他国と比較してみても、日本は非常にこの部分で成功を収めたというふうに思っています。ほかに類を見ない成功だと思えます。

アメリカにおきましては、不法滞在者の数が1,100万人ということで、これは非常に深刻な問題となっています。

その一方で、きちんとその規則を施行することができないということになりますと、やはり出入国管理制度にかかってくる費用も上がりますし、また、その規則・ルール自体が尊重されなくなってしまうということにもつながります。

ですので、規則・ルールに従わせるために何らかの対策を講じる必要があるかもしれないということは、私も重々理解しております。そして、対策を講じることによって、この訴訟の数を下げていかなければいけないということもわかっております。ただ、法的な観点から見て、こういった可能性が我々にあるのかということもきちんと考慮しなければいけないかと思えます。今現状では、申請をし続ける、訴訟をし続ける人がいるということでしたけれども、このプロセスといたしまして、どの段階まで来たら訴訟はもうできないようにする、申請をこれ以上は受け付けないようにするのですとか、そういった何か仕組みが必要になるのではないのでしょうか。ただ、そこをどうやって実現していくかということは、私自身も今まだ具体的な案はございません。

また、もう一点ですけれども、昨年、強制退去の対象となった方の数が1万5,000人となっております。そして、その1万5,000人のうち、約1,000人の方々が何らかの犯罪にかかわっているということになります。

そういった犯罪を犯した方、何らかの犯罪を犯した方に対して厳しい措置をとることに注力するような仕組みであるべきではないのでしょうか。また、そういったやり方に関しましては、やはり世

の中の声、そういうのを考えた場合でも、受け入れやすい決断になるかと思います。やはり日本に外国人の方がいらっしゃるということは、日本の方々も温かく受け入れてくださっておりますけれども、そういった形で、来日した方が何らかの犯罪にかかわってしまったということになりますと、やはりそういった方々は強制退去という手続が必要であるというふうに思います。

○木村座長 ありがとうございます。今の点どうでしょうか。私も事前にこの件についてブリーフィングを受けたとき、すごいことになっているなという気がしました。今ノレーン委員からもありましたが、何回かやったらおしまいというふうなことはできないのでしょうか。どうぞ、丸山課長。

○丸山審判課長 難民認定申請を繰り返し行う方がいるというのと、訴訟をする方がたくさんいらっしゃるという2点を説明しました。訴訟のほうは、一回結論が出ますと、その判決の効力がございしますので、同一の内容の訴訟を行うことはできないわけですが、難民のほうは、現在の取り扱いでは繰り返しできる。ただ、その辺については、難民の専門部会のほうでも議論の対象といたしますか俎上に載っておりますので、そちらのほうで今後詳しく検討していただく予定になっております。

○木村座長 ノレーン委員、よろしいですか、最初の件は。

○ノレーン委員 わかりました。

○木村座長 それから、2番目の件、犯罪の件についてはどうでしょう。どうぞ、警備課長。

○山田警備課長 今、犯罪を犯した人を強制送還すべきじゃないかという話がありましたが、もちろん入管法上、一定の犯罪を犯した人については退去強制事由に当たるということになっていきますので、当然これらの人たちも退去強制の手続に乗ることになります。当然その中でも、先ほど説明がありましたように、在留特別許可の観点からも、犯罪を犯したというのはマイナス事情に数えられますので、より送還を実際にされていく人が多いということになります。

○ノレーン委員 ただ、そういった犯罪を犯した外国人に対してルールをさらに厳正化するという可能性はあるのでしょうか。今の状況を踏まえて、さらに厳しいルールを科すということは可能なのでしょうか。といいますのも、犯罪を犯すということと、ビザの滞在期間よりも長く、例えば、10日ですとか何週間か長く滞在をするということはまた次元の違う話だと思います。そういった形で、オーバーステイをする方と麻薬取引ですとか人身取引にかかわった犯罪者というのは全く別の扱いになるかと思います。ですので、今あるルールよりもさらに厳しいルールを科すことができるのかどうかというところを模索することは可能でしょうか。

○木村座長 その辺どうでしょうか。

○山田警備課長 まず、現状について説明したいと思いますが、単なるオーバーステイあるいは不法入国の人たちというのは、退去強制が行われて帰った場合に、一定の期間すればまた日本に来ることができますが、一定の刑罰法令違反で帰った人たちというのは、もう日本に来られないというところで大きな差があります。そこが非常に大きいと思います。あと、先ほども言いましたように在留特別許可が認められにくいということもあると思います。それ以上にもし何か必要なことがあれば、今後さらに検討していきたいと思っておりますし、あるいは新しく犯罪ができた場合には、それを新たに退去強制事由に加えるというようなこともやっております。

例えば、新しい在留管理制度が最近できましたが、その中で、偽造の在留カードの関係の、例えば、偽造在留カードをつくったり行使したりという人たちは直ちに退去強制事由になるというようなことをやっております。

○ノレーン委員 それでは少し具体的に質問させていただきたいんですけども、日本で何らかの深刻な犯罪にかかわった人というのが難民認定制度を使って難民認定の申請を何度も何度も上げるということは実際は可能なのでしょうか。

○山田警備課長 そこが大きな問題でして、実際にそういう人がどれだけいるかは知りませんが、理論上は大きな犯罪を犯した人であっても、難民認定申請を繰り返すことによって送還を拒否することが可能となっています。

○木村座長 お答えになりますか。

○妹川難民認定室長 先ほどの重大な犯罪を犯した方についても、難民申請ができるのかという御質問ですが、これにつきましては、いろいろ難民条約上の迫害の理由はありますが、その理由以外でも、現在の状況ですと、難民申請ができますし、それを受理しております。受理しましたら、一定の難民認定の手续に則りまして処理をすることになっております。また、それは複数回できるかといいますと、前回第5回のこの政策懇談会でも説明させていただきましたが、2回、3回申請をするということであれば、これは受理をするということになっております。

以上でございます。

○ノレーン委員 それではまた質問になるんですけども、その部分のルールを規則を変えるということはできないのでしょうか。例えば、難民認定制度を使って難民認定を求める人が、何らかの犯罪にかかわったというときには、それをネガティブ、消極要素と見てその申請を受け付けないですとか、そういった形でルールを変えていくということは可能性としてできるのでしょうか。

○妹川難民認定室長 よろしいですか。

○木村座長 どうぞ。

○妹川難民認定室長 そういった方が難民申請されたときに受理するかないか、いわゆる濫用的な難民申請であるかと思いますが、それにつきまして、この政策懇談会からマンデートいただきまして、難民認定制度に関する専門部会の中で複数回申請の問題と、濫用的な難民条約上の迫害の理由に当たらない、もしくは迫害自体に当たらないような申請ケースにつきましても、現在、ルールを変えるかどうかあわせて御検討いただく予定にしております。

若干進捗状況を説明させていただきますと、専門部会につきましては、政策懇のほうから委任を受けまして、11月6日に第1回会合を既に開催させていただいていまして、第2回、第3回会合では有識者の方からヒアリングを行っているところです。今後、先ほどノレーン委員のほうから御指摘のあった点につきましても、こちらのほうで御議論をしていただく予定になっております。

以上でございます。

○木村座長 わかりました。ありがとうございました。

ほかにございますか。どうぞ。

○新谷委員 被退去強制者の問題は、人道上の問題もありますし、また、センターでの収容者が非常に長い期間収容されていて、集団示威行動などを起こすという問題、更には犯罪の問題などがあって、本当に難しい問題であると思いました。

私からは、労働という面からお聞きをしたいのですが、資料6ページに退去仮放免者数の推移が書かれておりまして、これはまさしく国内に解き放たれておられる方々であると思えます。平成25年末では、3,000人を超える退去仮放免者の方がいるということなわけですけれども、こういう方々も日々生活をして、食べ物を得ないと、日本で生活できないわけです。そのときに、こうい

った方は、就労許可がない人たちでしょうから、いわゆる不法就労する可能性も非常に高いと思います。お聞きをしたいのは、この方々の中で不法就労という形で摘発をされた件数がどれくらいあって、あるいは行方不明になって逃亡したという方の数について、把握されているのであれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○木村座長 いかがでしょうか。警備課長。

○山田警備課長 今回の数の細かいところは今手元にありませんが、まず、原則論としては、この人たちは当然働くことはできないということになります。大体は身元保証人という人がいて、そのもとで支援をするという約束があったり、そういう中で仮放免がされていくということになります。ただ、もちろん今委員がおっしゃったように、中には、これ定期的に我々も仮放免の人たちがどうなっているのかというのを調査したりするんですけども、中には、仮放免されたまま逃亡してしまうという人たちもいないことはありません。そういう人たちは、不法就労をしている可能性が非常に高いということになります。ただ、どこで不法就労しているかというのは、まだその段階ではわかりませんが、当然、普通の摘発と同様にいろいろな情報が警備官に入ってきますので、そこでそういう情報を得れば、そこに行って、そこで仮放免は当然取消しということに、あるいは再収容ということにしてまた収容するということになります。細かい数字については、今手元にはございません。

○新谷委員 わかりました。

○木村座長 どうぞ、鈴木委員。

○鈴木委員 関連質問ですけども、身元保証人の審査というのはかなり厳格にやられるわけでしょうか。例えば経済力であるとかですね。あるいは、引き受けた後の、例えば、逃亡など何かあった場合に、そうした身元保証人に対する責任はあるのでしょうか。

○木村座長 どうぞ。

○荒川警備指導官 仮放免許可をするに当たっては、身元保証人からまず法令の遵守、あるいは帰国するときの帰国費用を支弁する、あるいは滞在中の法令遵守等を守らせるというような誓約書を出すと同時に、当然、身元保証人にふさわしいかどうかということで、場合によっては、資産状況等も確認したりすることがございます。

○木村座長 新谷委員の御指摘というか御疑念、私も同じような疑念を持つんですが。

○荒川警備指導官 例えば被仮放免者が条件違反をしたことによって、保証人が何らかの罰を受けるかということとなると、それはございません。

○木村座長 そうすると、24年末の2,645人、この塊は日本の社会にとってそれほど今のところ大きな問題になっていないと考えてよろしいんですか。

○荒川警備指導官 罰を受けるというのは、例えば逮捕されたりとかそういうことはないんですけども、当然、仮放免を許可するに当たっては、誓約書を出す以外にも保証金というものを納めていただきます。これは身元保証人あるいは被仮放免者の資産状況に応じて、300万円以下の金額で決められるわけですけども、条件違反等をすれば、そういった保証金が没取されるということになります。先ほど警備課長が申し上げましたとおり、具体的な数は今持ち合わせておりませんが、年に何件かそういった仮放免の許可が取り消しされたり、あるいは保証金を没取されるというケースはございます。

○木村座長 ありがとうございます。

では、ロバーツ委員、どうぞ。

○ロバーツ委員 これはちょっと議論の展開をしたいと思うんですけれども、今まで犯罪を犯している人たちの問題を主に考えておりますよね。もちろん大きな犯罪を犯した人たちは日本にいていけないですし、直ちに送還できればいいと思いますが、それを置いて、長く、例えば15年間とか20年間とか25年、それよりも長い年数を経て日本でオーバーステイとか、どういう形で日本に入ってきたかはわかりませんが、とにかくずっと働いて日本の社会にもう占めた人たちが結構いらっしやると思いますね。何も大きな全然犯罪人ではないのに、送還される可能性はありますね。在留特別許可はありますけれども、それはガイドラインも読みましたし、そういう制度がその人たちを救うのはすごくいいと思いますが、例えば、その中に救われない人もいますよね。例えば単身者、日本人の配偶者のいない人たちとか、子どもがいない人たちですとか、そういう人たちは、静かにずっと働いているのに、送還するのは私はちょっとと思うんですよ。なぜかという、今大きなピクチャーを考えれば、少子高齢化社会なんですよ。もう目の前なんですよ。ですので、そういう長く日本にいる人たち、犯罪人じゃないほうの人たちをどうにか、例えばアムネスティをあげれば私はいいんじゃないかと思うんです。ヨーロッパも何回もそういうふうな形をとったことがあるんですし、アメリカも御存じのようだと思うんですけれども、もう何回もアムネスティをあげているわけなんですね。今、ノレーン委員がおっしゃいましたけれども、1億人以上の人をどうするかという、今アメリカが悩んでいるんですけれども、結局そういう人たちを認めないと、余り国にはよくないと思うんです。民主的な国だと、こういう人たちに余りよくないと思うんですね。ですので、できれば在留外国人に対する支援を行っている団体の21ページと22ページの人たちの考えていることを考慮してほしいですね。できるだけこういう犯罪人じゃないほうの人たちにアムネスティにまで考えていただければ私はとてもうれしいです。

○木村座長 ありがとうございます。なかなか難しい問題ですね。丸山課長。

○丸山審判課長 今御指摘いただいた点、現行の運用で全く無視しているわけではなくて、在留特別許可のガイドラインの中でも、やはり長期間滞在して他の法令違反がなくて、自ら出頭申告してきたような方については、在留特別許可方向で検討する代表的な事例として書いておりますので、この長期間をどの程度にするかというのはいろいろな御意見あるかと思いますが、平穩に日本で長年滞在してきたという方については一定の配慮はしてきているというところでございます。

日本の場合は、何年間日本にいれば全て許可という扱いではなくて、積極要素と消極要素の双方を総合的に判断して在留を許可するかどうかを判断しておりますので、御要望があるのは、滞在期間が長い人については消極要素を余り見なくてもいいんじゃないかということだと思いますけれども、それについては、いろいろな御意見あると思いますので、引き続き検討させていただきたいと思います。

○木村座長 全体のピクチャーという表現をお使いになりましたが、全体のシステムの中でその辺をどう考えるかというのは非常に重要な問題ですね。具体的な数がわかるといいんですが、特別在留許可を得た人については、いろいろなカテゴリーがあると思います。一度その辺の細かいデータを出していただくとまた新たな見方もできてくるのではないのでしょうか。

自分から申し出た人たちには比較的許可が与えやすいのではないかと思うのですが、そういう情報は、今ロバーツ委員が指摘されたような人たちの中には広まっているのでしょうか。

○丸山審判課長 このガイドラインの英訳、外国語訳も載せておりますが、ある程度長くいると大丈夫じゃないかというようなことは伝わってはいらないと思います。

○木村座長 そうですか、わかりました。ありがとうございました。

ほかに、どうぞ。

○勝野委員 私もロバーツ委員の意見に賛成でございまして、先ほど御紹介ありました21ページ、22ページの要望が出ておりますけれども、よほど問題のあるような要望であるならばともかく、それほど問題なければ、こういう要望については極力やはり国の姿勢として応えていく、採用していくということがまず基本的に考えるべきじゃないかと思います。積極的な反対理由があるかないか、なければ、やはりこの要望を採用していくというのが基本ではなからうかということですか。

あと2点質問があります。1点は、いろいろ判決を紹介していただきました。ここの中で、例えば国が敗訴になったものについて、これはその後の例えばガイドラインを変更するとか、あるいは大臣の裁量権の中で反映させていくのか、この敗訴についてどういう形での運用をなしているのかというのが第1点。

第2点は、先ほど数字の紹介で、長期被收容者が増加している、あるいは仮放免者が増加しているとの説明がありました。確かに5年間、6年間の数字を見るとそうなんですけれども、片や、不法在留の人数が30万、20万人、6万2,000人という激減の中で、この数字というのはもう少し長期的に見たときに、本当に問題のある数字なのかどうなのか、そこを教えていただければと思います。

○木村座長 お願いします。

○丸山審判課長 1点目の敗訴事例をどのように生かしているかということでございますけれども、御紹介しましたとおり、ほとんど国が勝訴しているということで、基本的には、現在の運用が是認されているというふうに考えています。他方、これまでのところ、敗訴判決を受けてガイドラインを変えたということはありませんけれども、このガイドラインにはその他の積極要素として考慮すべき事項というのがございますので、敗訴判決の内容を地方入国管理局にもお知らせして、個々の案件の中で、判決内容も参考にしながら判断をしているというところでございます。

○木村座長 ありがとうございました。まだ御質問もあろうかと思いますが、大分初めの予想よりもこの議論が長くなってしまいましたので、これは分科会の議論が上がってきたときにまた議論する機会があると思いますので、今日はとりあえずそこまでにさせていただきます。時間がなくなりましたが、とりあえず次の議題に移らせていただきます。

#### 4 観光立国実現に向けた取組について

○木村座長 次のテーマは、先ほど申し上げましたように、観光立国実現に向けた取組についてであります。まず、石黒情報官のほうから御説明いただきまして御議論いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○石黒出入国管理情報官 出入国管理情報官の石黒でございます。

それでは私から、観光立国実現に向けた取組について御説明したいと思います。

まず、最近の観光立国をめぐる出入国管理の現状について御説明したいと思います。

お手元の資料の2ページ目を御覧ください。

平成22年から本年10月までの外国人入国者の推移ということでございまして、青い線が新規

入国者、赤い線が再入国者ということになります。

平成22年、これは外国人入国者数944万人ほどでございます。これが過去最高の数字となっております。翌年の平成23年は東日本大震災の影響で714万人まで落ち込んでおりますけれども、平成24年には917万人まで回復しているというところでございます。

本年10月の数値、これは速報値でございますけれども、10月末の時点で外国人入国者の数は約942万人となっております、平成22年の記録に迫る数値になっております。

本年6月に観光立国推進閣僚会議で決定されました観光立国実現に向けたアクション・プログラムにおいて、今年は訪日外国人旅行者数1,000万人を達成すると、これを目指すということとされております。訪日旅行者の数につきましては、日本政府観光局が、法務省が提供する外国人入国者数のデータから、日本に永住、定住等をして在留する外国人を除いて、さらに特例上陸許可により一時的に日本に上陸する外国人の数を加えるなどして作成していると承知しておりますところ、昨日の日本政府観光局のプレスリリースによりますと、本年11月末までの訪日旅行者の数、推計値として約950万人となっており、年間目標である1,000万人を達成する見込みであるということでございます。

次に、3ページを御覧ください。

この図表は、本年9月における在留資格「短期滞在」の新規入国者数の上位5カ国について、平成24年1月からの月別の新規入国者数の推移を示したものです。

短期滞在の在留資格で入国する者ですから、主に観光、商用あるいは親族訪問等を目的として入国する外国人の数となっております。

対象期間においては、本年3月までは常に韓国が首位でございましたけれども、本年に入ってから台湾の伸びが顕著となっております。韓国を上回る月も出ております。また、中国に関しても、昨年9月の尖閣列島の国有化で急激に減少しておりましたところ、その後は徐々に回復してきております。

次に、資料の4ページを御覧ください。

今年6月11日に観光立国推進閣僚会議により取りまとめられた観光立国実現に向けたアクション・プログラム、及び同14日に閣議決定された日本再興戦略において、ASEAN諸国に対する査証発給要件の緩和措置が盛り込まれたことを受け、本年7月1日からタイ及びマレーシアを対象に、短期滞在査証の免除、フィリピン及びベトナムを対象に短期滞在数次査証の発給、それからインドネシアを対象に短期滞在数次査証の滞在期間の延長措置が開始されました。さらに、本年11月18日からは、カンボジア及びラオスを対象に、短期滞在数次査証の発給がされております。

次に、5ページを御覧ください。

本年7月1日から、査証発給要件の緩和要件がとられているタイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム及びインドネシアの5カ国に係る短期滞在新規入国者数の推移を見ると、この5カ国のうち、とりわけタイの増加傾向が顕著となっております。査証免除措置が開始された本年7月及びその直後の8月は、前年の同月に比べて約倍増しています。また、9月に入っても、前年同月と比べて約65%の増ということで、依然として高い増加率となっております。

以上が、観光立国をめぐる出入国管理の現状についてでございます。

続きまして、観光立国実現に向けたアクション・プログラムへの対応状況について御説明申し上げます。

資料の7ページを御覧ください。

本年6月11日、観光立国推進閣僚会議において、観光立国実現に向けたアクション・プログラムが取りまとめられ、訪日外国人旅行者数1,000万人の達成を目指して、政府一丸となって取組を強化することとされました。同プログラムには、入国管理局関連として、こちらにございます施策の1から6までが盛り込まれております。

施策1から順に御説明したいと思います。

資料の8ページを御覧ください。

施策1は、クルーズ船乗客に対する入国審査の迅速化・円滑化についてです。

クルーズ船入港時の入国審査手続の迅速化・円滑化を図るため、大型クルーズ船について、海外臨船審査の実施並びに自治体及び港湾管理者の協力等による新たな方策等を検討するというものです。

資料の9ページを御覧ください。

近年、大型クルーズ船の入港回数が増加して業務負担の増加及び乗客に対する審査待ち時間の増加が見込まれる中で、迅速かつ円滑なクルーズ船審査の実施のため更なる対応が必要となってきております。

このような状況に対応するため、下にあります3つの対応策を検討しております。1つ目は、大型クルーズ船審査のための応援体制整備のため、平成26年度に10人の増員を要求するというものです。2つ目は、海外臨船審査の実施等、クルーズ船審査の運用変更による対応でございます。3つ目ですが、寄港地上陸許可によらないクルーズ船乗客に対する入国審査の合理化に関する検討です。このうち2つ目と3つ目の対応策について詳しく御説明いたします。

10ページを御覧ください。海外臨船審査の実施に係る国際法及び情報セキュリティ上の課題をまとめてあります。

現在のクルーズ船審査では、日本の港に着岸した後に個人識別情報を取得し、ブラックリスト情報との照合を実施しているため、下船までの時間が長くなるという問題があり、そのため、地方自治体等からは海外臨船審査の実施を求められているところです。

しかしながら、海外臨船審査の実施に関しては、解決しなければならない幾つかの課題がございます。このため、この政策懇談会でも委員を務めていただいている多賀谷委員及び小寺委員も含めた法律専門家の方々と本年7月にこれらの課題について協議し、3つの課題とそれぞれに対する解決策をまとめました。

下のほうの課題ですけれども、1つ目の課題は、国外での個人識別情報の取得についてです。個人識別情報を取得することは公権力の行使に当たるため、国外でこれを行うには外国政府の同意が必要になるというものです。この課題に対しては、国外、つまり公海上で個人識別情報を取得することについて、船の船籍国の了解を得ることが解決策として考えられます。

真ん中の2つ目の課題でございますけれども、情報の国外への持ち出しについてです。ブラックリスト情報という機密情報を国外に持ち出すことは、情報セキュリティ上問題があるため、国外では、個人識別情報の取得のみを行い、国内の港に到着した後にブラックリスト情報との照合を実施することにより、ブラックリスト情報を国外に持ち出すことがなくなり、この課題を解決することができます。

右側の3つ目でございますけれども、情報の国内への持ち込みについてです。国外で取得した個

人情報を国内に持ち込むことは、相手国の個人情報保護法制に抵触するおそれがあります。そこで、国外で取得した個人情報を日本国内に持ち込むことについて、船籍国の了解を得るといった解決策を講じる必要があります。

これらの課題及び解決策を踏まえたクルーズ船乗客に対する審査方法の変更案が、次の11ページの図になります。

赤いほうが現行で、青いほうが変更後でございますけれども、上段の赤いほう、現行方式では、クルーズ船が我が国の港に接岸した後に個人識別情報を取得して、ブラックリスト情報との照合を行うというふうになっています。下のほうが変更後の方式でありまして、船籍国の了解を得た上で、公海上で個人識別情報の取得を行い、我が国の港に接岸した後に、公海上で取得した個人識別情報とブラックリスト情報との照合を実施し、問題がなければ上陸を許可するということになります。

変更後の方式では個人識別情報の取得を船上で行うため、乗客の方々は速やかに下船することが可能となり、これまでよりも観光のための時間を長くとることができるということになります。

続いて、資料の12ページを御覧ください。

クルーズ船乗客に対する審査方法の変更案の実施に向けて、今年9月、船舶代理店に対して、3つの事項について協力できないかどうかということを確認してもらうよう依頼しております。

1つ目は、船籍国に対して公海航行中に乗客から個人識別情報を取得し、その取得した情報を日本に持ち込むことについて了解を得ること。

2つ目は、公海上で個人識別情報の取得等の入国審査を実施するため、書類の配付、乗客の誘導等を行うこと。

3つ目ですけれども、日本・外国間を周遊して航行する場合、審査に使用する機器などをセキュリティが確保される状態で船内に保管するということです。

現在、この3つの事項について船会社から協力が得られるかどうか確認をしているところでございまして、得られた回答を踏まえて新しい審査方法の実現に向けてさらに準備を進めていきたいと考えております。

続いて、大型クルーズ船の入港増加に対する3つ目の対応策である寄港地上陸許可の対象とならない乗客に対する特例上陸許可の検討について御説明したいと思います。

13ページを御覧ください。

現在、クルーズ船乗客に対しては、一般上陸許可よりも簡易な手続により一時的な上陸を認める寄港地上陸許可を活用することで入国審査手続の迅速化を図っております。しかしながら、航路によっては寄港地上陸許可の対象とならず、在留資格、短期滞在による一般上陸許可で対応せざる得ない場合があります。

この航路によってはというのは、例えば台湾の基隆港から出向して石垣島に入港し、再び基隆港に向け出港するクルーズ船、この乗客というのは寄港地上陸許可の対象とはならず、現状では一般上陸許可で対応することになります。

また、寄港地上陸許可は、上陸期間が最大72時間に限定されるという制約があります。

そこで、そのような寄港地上陸許可の対象とならない航路の船舶の乗客についても、簡易な手続で上陸を認める方策を検討しております。さらに、台湾の基隆港から出航して那覇港に入港し、石垣港に寄港した後、基隆港に向け出航するといった本邦の複数の港を周遊するクルーズ船に対応す

るため、上陸期間の延長にかかる方策を検討しています。

さらに、本邦外の地域から飛行機で到着し、在留資格「短期滞在」により上陸した後、クルーズ船に乗船する外国人、いわゆるフライアンドクルーズの観光客について、出入国手続を簡素化する方策を検討しています。

例えば、成田空港から入国したフライアンドクルーズの観光客が、横浜港からクルーズ船で韓国・釜山向けに出向し、釜山で1日滞在した後、再び横浜港に戻ってくるといった場合、短い期間内に1人の観光客に対して2回同じ審査をする必要性は低いため、2回目の上陸に当たっては簡易な手続をとることが可能ではないかと考えており、その方策についても検討しているところです。

施策1の説明は以上です。

○木村座長 時間がなくなっちゃいましたが、少し御意見いただいておりますか。次のファーストレーンのことについては次回以降に御説明いただくことにします。丁寧に御説明いただきましたので、幾つか御質問あるいは御意見があるかと思っております。いかがでございましょうか。先ほどのクルーズシップの問題、3%にそんなに神経使うべきではないという御意見もでしたが、この点については地方自治体からの要請がかなり強いと聞いております。いかがでしょうか。どうぞ。

○ノレン委員 ありがとうございます。3%の件について先ほど申し上げましたので、ここではもう申し上げないようにしようと思っております。ただ、1点気になっておりましたのが、公海上で出入国管理の審査を行うということだったんですが、ほかの国で同じような手続をとっている例というものはあるのでしょうか。こういったやり方というのは非常に例外的なやり方だと思うんですけども、どこかの国でもこういった形での公海上での審査というのをやっているのでしょうか。

○木村座長 いかがでしょうか。

○ノレン委員 もちろんこちらの入国審査に関しましては、その旗国からの承認も得るといってお話がありましたし、さらに、このクルーズ船の乗客、そして実際の船をコーディネートする船の会社ともいろいろ調整、そしてそこからの協力も得るといことになるかと思うんですけども、例えば日本の近隣国、中国などを考えた場合、やはり中国として中国国民の入国審査を公海上で行うということはどう中国が捉えるかなどそういった面も考慮していく必要があるかと思っております。私は、この分野におきましては専門家ではないんですけども、そういったところでも複雑な事情が発生するのではないかなというふうに考えます。

○木村座長 いかがでしょうか、その辺。

○石黒出入国管理情報官 その辺のところにつきましては、今年7月にこちらの委員も務めておられます先生方お二人を交えて議論をしたところで、公海上で指紋を取得するということについては、旗国の承認をとればよいというふうに伺っております。

○木村座長 どうぞ。

○近江出入国情報分析官 後ろから追加で説明いたします情報分析官の近江と申します。

諸外国の公海上での審査、クルーズ船の審査の状況について、きちんと全て承知しているわけではございませんが、例えば一例としてなんですけれども、個人識別情報を取るという審査をやっているのは、基本的に日本とかアメリカだけに限られておりますので、ほかの国で公海上で個人識別情報を取るという行為はないんですけども、例えば、逆に中国の方、全部ではありませんけれども、中国向けのクルーズ船が日本を出る場合、中国の方はどんな審査を行っているかということをお話申し上げますと、中国の方も日本に中国の入国審査官がいらっしゃりまして、日本の港から船

に乗り、どこまで公権力の行使という部分をきちんと分けておられるかというところは承知しておりませんが、審査官が乗り込んで、一定の手続を航海しながら進めているということは承知しております。

○ノレーン委員 それでは、その審議結果、調査結果を待つということになるかと思うんですけれども、私の意見では、やはり日本にクルーズなどで来る方々の数を考えた場合、この審査方法から我々が期待できるメリットというのは限定的なのではないかなというふうに考えております。また、こういった手続を導入する際にかかるコストを考えた場合にも、その費用対効果というところでは、少し限定的になってしまうのではないかなというふうに考えます。

○木村座長 そうですね、意見の分かれるところですね。地中海等の港には、ものすごい数の大型のクルーズシップが来ていますね。ああいう状態になったら3%では済まないのではないかなという気がします。

どうぞ、川口委員。

○川口委員 その辺につきましては、アジア地域の経済成長に伴う個人の所得増であるとか、もしくはクルーズ船が大型化しておりますので、1人当たりの単価が安くなって、それによってやはりクルーズ船人気というのはアジア諸国では高まっているというふうに理解しておりますし、そういった形で国際交流が進むとともに、特に寄港地で座長おっしゃったようにたくさん買い物をしてくれますので、クルーズ船の場合、一般的に持ち込み、手荷物の制限がないものですから、たくさんお買い物をしていただけないかということで、非常に経済活性化効果は大きくて、今後やはり伸ばしていく分野だというふうに思っております。そういう点で、今御説明いただいたような法務省さんの取組というのは非常にありがたいことだと思っております。

1点ちょっと教えていただきたいんですが、8ページのアクション・プログラムのところで、クルーズ船の入国審査手続の迅速化・円滑化に向けて、海外臨船審査の実施だとか自治体との協力というふううたわれております。海外臨船審査につきましては、以前実施されたときには法務省の方が、アジアの場合は非常に短期間でございますので、乗り込んだ方々が非常に夜を徹して徹夜でいろいろ作業をされて大変御苦労されたというふうに聞いておるんですけれども、例えば、自治体の要望が強いということもございますので、自治体の方に手伝ってもらうとか、当然、出入国管理というのは地方分権の流れの中でも国が果たすべき重要な事務の一つだと思いますので、権限委譲というわけにはいかないと思いますが、法務省さんの方がなされる尋問をちょっとお手伝いいただくような形で自治体の方に協力いただくというふうなことはできないものなのでしょうか。それと、もしくは御検討されているというようなことがあれば教えていただきたいと思っております。

○木村座長 お願いします。

○石黒出入国管理情報官 現在でもお客様の誘導であるとか、あるいはEDカードの記載の方法であるとか、いろいろお手伝いいただいているところがあります。審査につきましては、これが一つの公権力の行使というところですので、これがどの辺までお手伝いになじむものかどうかということはいくらか検討していかなければいけないというふうに考えております。

○木村座長 俗っぽい話で恐縮ですけど、例えば博多港で1時間上陸が遅れると売り上げが大幅に減るといふ話もあります。いくら減るんですか。

○近江出入国情報分析官 俗にでございます。新聞報道や福岡市の方とお話ししたときには、1時間であったか忘れましたが、数時間遅れることによって、1億円規模の損益が出る場合もある

というふうに試算はされたこともあると聞いております。

○木村座長 100隻来たら100億ですからね。どうぞ。

○鈴木委員 ビザの件でもよろしいですか。

○木村座長 どうぞ。

○鈴木委員 先日、ブラジルに関係の深い自治体の首長で、ビザの発給要件の緩和についての提言をさせていただきました。ここではASEAN諸国等はかなり進んでいるんですけども、ブラジルと日本の長い交流や歴史を考えますと、ブラジルは非常に日本に対して友好的ですし、これまでのいろいろな関係を考えても、ビザの免除をお願いしたいと思います。また、先ほどASEAN諸国等での短期滞在の査証免除や数次査証の発給が開始されているという御説明がありましたけれども、ブラジルも含めまして導入してほしいと提言をさせていただきました。こうしたことから、今、国の方針はどのようなか改めてお聞かせ願えればと思います。

○石黒出入国管理情報官 査証の発給につきましては外務省が所管ということで、法務省として特にとやかく言う話ではございませんけれども、出入国管理という立場から言わせていただきますと、やはり査証というものを取得しないで入国した場合に、そういう方々が入ってきて、どのくらい不法残留をするのか、そういうところというのが一つのファクターにはなろうかと思っています。その辺のところを見極めた上で査証免除措置をとっていくというのが好ましいという感じがします。

○木村座長 それでよろしいですか。

○鈴木委員 基本的には緩和する方向で動いているわけですね。どうなんですか。

○木村座長 リスクのバランスですね。

○鈴木委員 これはASEANが特例ということなのでしょうか。

○木村座長 どうですかね。

○石黒出入国管理情報官 特例ということではなくて、一般的に査証免除措置をとったということでございます。今委員がおっしゃったように、ブラジルにつきましては、そういう要望があって、それについて検討しているというところでございます。

○木村座長 ありがとうございます。

本日は司会の進行がまずくて大変御迷惑をおかけしてしまい申し訳ありませんでした。本日は、準備いたしました議題のうちの3分の2程度しか処理できませんでしたが、次回以降は、今一度簡単にクルーズシップについて御説明いただき、御議論いただくことになろうかと思います。特にファーストレーンと自動化ゲート等についても御説明いただく予定です。よろしく願いいたします。

## 5 今後の予定等について

○木村座長 次回以降の予定について、福原企画室長、よろしく願いします。

○福原企画室長 次回の第7回会合につきましては、来年2月の開催を予定しております。現在、事務局から日程調整の御連絡をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○木村座長 皆様方の御都合をきく予定表は回っておりますので、御回答いただきたいと思っております。ほかに何かございませんか。

次回は、今申し上げましたようにファーストレーン並びに自動化ゲート、その辺から始めたいと思っております。もちろんクルーズシップについても、御意見があれば伺います。

6 閉 会

○木村座長 本日はどうもありがとうございました。

—了—